

- 岩手県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について（平成27年1月22日岩警備第1号・岩警務第3号・岩生安第6号・岩刑事第2号・岩交通第4号警察本部長）

〔沿革〕 令和5年3月岩警備第19号・岩警務第37号・岩生安第27号・岩刑事第24号・岩交通第16号改正
各部長
首席監察官
各所属長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成27年1月22日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、岩手県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱の制定について（平成20年9月16日付け岩警備第48号、岩警務第47号、岩生安第52号、岩刑事第55号、岩交通第44号）は廃止する。

別添

岩手県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 本部に、委員会を置く。

(任務)

第3 委員会は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条に規定する新型インフルエンザ等をいう。）が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

(構成)

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は本部長とし、副委員長には警務部長及び警備部長をもって充てる。

3 委員は、生活安全部長、刑事部長、交通部長、首席監察官及び校長をもって充てるほか、東北管区警察局岩手県情報通信部長を委嘱して充てる。

(運営)

第5 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6 委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、第3の任務につき、委員会を補佐するとともに、諸対策について検討し、その推進を図るものとする。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。この場合において、東北管区警察局岩手県情報通信部機動通信課長にあっては、委嘱して充てる。

幹事長	警備部長	
副幹事長	警備部公安課長	
幹事	警務部	警務課長、留置管理課長、県民課長、会計課長、厚生課長、情報管理課長
	生活安全部	生活安全企画課長、地域課長、生活環境課長
	刑事部	刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長、鑑識課長
	交通部	交通企画課長、交通規制課長、交通指導課長
	警備部	警備課長、機動隊長
	東北管区警察局岩手県情報通信部機動通信課長	

4 幹事会の運営については、第5の規定を準用する。この場合において、第5中「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(連絡室)

第7 幹事会に、連絡室を置く。

2 連絡室は、第3の任務につき、幹事会を補佐するものとする。

3 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。こ

の場合において、東北管区警察局岩手県情報通信部機動通信課機動通信指導専門官にあっては、委嘱して充てる。

室長	警備部警備課長	
副室長	警備部警備課災害対策室長	
室員	警務部	警務課企画第一補佐、警務課装備補佐、留置管理課企画指導補佐、県民課広報・広聴補佐、会計課調度補佐、会計課施設企画補佐、厚生課福利厚生補佐、情報管理課電算企画補佐
	生活安全部	生活安全企画課生活安全企画補佐、地域課地域企画補佐、生活環境課生活経済補佐
	刑事部	刑事企画課企画・捜査支援補佐、捜査第一課検視官（検視第一）、捜査第二課知能犯補佐、組織犯罪対策課組織犯罪対策第一補佐、鑑識課鑑識補佐
	交通部	交通企画課企画補佐、交通規制課規制補佐、交通指導課指導取締補佐
	警備部	公安課外事・国際テロ対策補佐、警備課警備実施補佐、警備課災害対策・危機管理補佐
	東北管区警察局岩手県情報通信部機動通信課機動通信指導専門官	

4 連絡室の運営については、第5の規定を準用する。この場合において、第5中「委員長」とあるのは「室長」と、「会務」とあるのは「連絡室の事務」と、「副委員長」とあるのは「副室長」と、「委員会」とあるのは「連絡室」と、「委員」とあるのは「室員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8 委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備部警備課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、委員長が別に定める。